

株式会社NTTドコモから提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

令和元年度第1四半期
(平成31年4月～令和元年6月)

この資料は、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)に基づき、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)から提出された四半期報告(※)の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画(3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局)の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)に関する四半期報告。

＜報告概要＞

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成28年6月に開始している。高度特定基地局によるサービスについては、当初の計画とおり平成29年3月から運用を開始した。

2 特定基地局の整備計画

＜3.5GHz帯－特定基地局＞

特定基地局数：21,418局（開設計画では令和元年度末に17,586局）

人口カバー率：75.4%（開設計画では令和元年度末に55.5%）

＜3.5GHz帯－高度特定基地局＞

高度特定基地局数：5,978*局（注）（開設計画では令和元年度末に5,027局）

（注）新基準（平成30年総務省告示第34号）に基づき計上。

※報告値に誤りがあったため、令和2年6月に訂正報告を受けた。詳細については別添「訂正報告書」の通り。

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについて、NTTドコモと直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は32者*である。

※ただし、NTTドコモとの直接契約ではなく、契約事業者からの再卸により利用している事業者（以下「再卸先事業者」という。）が存在しているため、NTTドコモのネットワークを利用しているMVNOは32者に限らないことを考慮する必要がある。（「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（令和元年5月最終改定）に基づき、MNOはMVNOと契約している具体的顧客名について一般的に聴取する理由がないとされているため、NTTドコモでは再卸先事業者に関する情報を把握していない。）

5 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置

認定開設者4者において、宇宙無線通信業務を行う既設無線局等の免許人との協議状況については以下のとおり。

- ・ 共用条件等について合意書を締結した衛星事業者：8者（うち、7者と3.4GHz帯の認定に伴う地球局との総干渉電力保護基準の考え方等の共用条件の変更等について合意書を締結。1者は3.7GHz帯の認定に伴い、3.5GHz帯、3.4GHz帯及び3.7GHz帯の共用条件等を定めた合意書を締結。）

6 電波の能率的な利用の確保

＜指定済周波数を使用する無線局の整備状況＞

○基地局

開設数：74,371局（開設計画では令和元年度末に71,214局）

人口カバー率：99.9%（開設計画では令和元年度末に99.8%）

○4G基地局

開設数：47,987局（開設計画では令和元年度末に42,986局）

人口カバー率：97.8%（開設計画では令和元年度末で96.3%）

<特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数>

9,434人（開設計画では令和元年度末に9,409人）

<特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率>

60.2%（開設計画では令和元年度末で57.5%）

その他、開設計画に記載された技術の開発・運用については、開設計画どおり順調に取り組んでいる。

7 その他

特記事項はない。

<確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。